

施術師 各位

静岡県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療療養費「はり、きゅう及びあん摩・マッサージ」支給申請について

日頃、当広域連合の給付業務について、御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、はり、きゅう及びあん摩・マッサージ施術に係わる療養費支給申請の12月受付につきまして、下記1のとおりとさせていただきます。また、最近、不適正な療養費支給申請が相次いでいることから適正化を確保するため、下記2及び3について特に御留意いただきますようお願いいたします。

記

1. 各市町担当課の12月受付について

各市町担当課の12月受付につきましては、通常20日前後を期限としておりますところ、支給決定のための審査期間が年末年始の閉庁日と重なるため、1月末支給を希望される場合は、受付期限を平成27年12月16日とさせていただきます。なお、市町によっては16日以前に期限を設定している場合がありますので、あらかじめ提出先市町に御確認いただきますようお願いいたします。また、12月16日を過ぎて受付したものについては、1月受付分と併せ、翌々月末（2月末）の支給となります。御了承ください。

2. 申請書に関する留意事項

※申請要件を満たしてない場合は返戻対象あるいは不支給となる場合があります。

(1) 往療の必要性について

往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できる、とされています。具体的には、疾病や負傷のため自宅で静養している場合等、例えば、循環器系疾患のため在宅療養中で医師の指示等により外出等が制限されている場合に認められます。また、全盲や認知症の患者等、歩行は可能であっても、患者自身での行動が著しく制限される場合は保険者による個別判断とされています。しかしながら、被保険者のなかには自力通院のための手段がなかったり、施術所に赴くことが面倒である等の自己都合によるものであったりと、往療の必要性が疑わしいケースが見受けられます。

(2) 「定期的若しくは計画的」往療について

「定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合には、支給できない」とされています。「毎週月曜日」などの希望により施術に赴いた場合は「定期的若しくは計画的」な往療に該当し、支給対象外となります。

(3) 介護老人福祉施設等への往療について

往療が認められる患家とは、居宅又は介護老人福祉施設等の入所施設に限られます。介護保険施設等へ通所している場合（デイサービス）や、短期入所（ショートステイ）により一時滞在中の場合は患家とはみなしていません。また、介護保険施設に入所している場合でも、ケアプランに施術のメニューや施設に機能訓練の設備がある場合は介護保険との併給禁止に該当するため支給対象外です。

(4) 同一家屋内（介護老人福祉施設等を含む）での往療について

同一家屋内で複数の患者を施術した場合の往療料は、別々に算定するのではなく、一人分の往療料のみ算定できるとされています。同一家屋内とは、同一の患家又は有料老人ホーム（マンション形式を除く）等を指します。当該ホーム等についてはその形態から全体を同一の患家とみなしており、具体的には特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等の共同入所型施設を意味します。なお、マンション形式か否かについては、各部屋に衣食住の基本生活要件が独立して備わっているものは上記で示すマンション形式と判断しています。それ以外の施設は名称に「マンション」とあっても同一家屋とみなしています。

(5) 20日を超える頻回施術について

月に20日を超える施術を行ったとして請求される頻回施術が見受けられます。単に疲労回復や慰安目的としたものや、疾病予防のマッサージ等は療養費の支給対象としていません。筋麻痺等の症状改善を目的とした医療行為に適した必要施術回数についてご留意いただき、患者にとって過大負担とならないよう見直し願います。

(6) 療養に要した費用の額を証する書類（施術料の領収書）の原本の添付について

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則等により、療養費支給申請には費用の額を証する書類（施術料の領収書）を添付して申請することとされております。領収書は、申請書の記載内容では領収金額が不明確であることから、被保険者が実際に支払った額を確認する手段であり、被保険者が支払っていない、又は、施術を受けていないにもかかわらず療養費支給申請をする不正請求を防止するために添付を求めるものです。添付の趣旨・目的について御理解願います。

3. その他

- ・申請欄及び委任欄は、被保険者が内容（実日数、施術日、一部負担額等）を確認したうえで、記入するものです。施術者は申請書の内容を被保険者に分かりやすいように説明願います。
- ・被保険者が「はり、きゅう及びあん摩・マッサージ」の施術を受けた場合、該当月ごとに、施術所名、施術費及び施術回数を記載した「医療費通知」を、被保険者宛てに送付しております。